府　令

○内閣府令第五十六号

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十四号）の施行に伴い、国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年八月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（令第一条第一号で定める方法等） **第一条の二**　国家戦略特別区域法施行令（以下「令」という。）第一条第一号で定める方法は、インターネットの利用とする。 2　令第一条第一号で定める情報は、次のとおりとする。 一　収集及び整理をしている区域データの種類、内容及び形式 二　区域データの提供に関する手続及び規約 三　前二号に掲げるもののほか、その他参考となる事項 （公募をしない場合の国家戦略特別区域会議の構成員の選定方法） **第二条**　内閣総理大臣は、令第一条の二第一項ただし書の規定により公募をしないで国家戦略特別区域会議（法第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下同じ。）の構成員として加える者を選定しようとする場合には、あらかじめ、当該者が実施すると見込まれる特定事業（法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。）の内容その他の事項を確認しなければならない。 （法第二十七条の二の内閣府令で定める要件） **第十条の二**　法第二十七条の二の内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。	［条を加える。］ （公募をしない場合の国家戦略特別区域会議の構成員の選定方法） **第二条**　内閣総理大臣は、国家戦略特別区域法施行令第一条第一項ただし書の規定により公募をしないで国家戦略特別区域会議（法第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下同じ。）の構成員として加える者を選定しようとする場合には、あらかじめ、当該者が実施すると見込まれる特定事業（法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。）の内容その他の事項を確認しなければならない。 ［条を加える。］

一　法第二十八条第一項に規定する利子補給契約に係る貸付けを受けて行われること。

二　前条に規定する事業であること。

（安全管理に関する確認の申請及び確認）

第二十五条　法第二十八条の二第一項の確認を受けようとする国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体（第三項及び第四項において「申請者」という。）は、別記様式第九による申請書（次項及び第三項において「申請書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　認定区域計画の写し

二　法第二十八条の二第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に適合していることを説明した書類

3　内閣総理大臣は、申請書を受理した場合において、速やかに法第二十八条の二第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に照らしてその内容を審査し、当該国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業に係るデータの安全管理が当該基準に適合することについて確認をしたときは、申請者に別記様式第十による確認書を交付するものとする。

4　内閣総理大臣は、前項の確認をしないときは、その旨及びその理由を記載した別記様式第十一による通知書を申請者に交付するものとする。

（安全管理に関する変更に係る確認の申請及び確認）

第二十六条　国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体であって、法第二十八条の二第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に適合することについて内閣総理大臣の確認を受けたもの（この条から

［条を加える。］